



令和6年3月27日14時00分
近畿地方整備局道路部

しもきたやまむらかみいけはら
国道169号奈良県 下北山村上池原の崩土災害について
国の権限代行による災害復旧事業に着手

よしの しもきたやまむらかみいけはら
○国道169号奈良県吉野郡下北山村上池原において、令和5年12月に崩土被害が発生し、全面通行止めを行っており、奈良県において、応急復旧を実施中ですが、奈良県から国に対し、権限代行による本格復旧の要望があったところです。

○これを受け、国道169号の本格復旧については、高度な技術力を要することから、道路法第13条第3項の規定に基づき、国の権限代行による災害復旧事業として実施することといたしました。

【直轄代行の概要】

よしの しもきたやまむらぜんき かみいけはら
国道169号 奈良県吉野郡下北山村前鬼～上池原(本格復旧の実施)

(参考)国道169号下北山村上池原地区防災対策検討委員会

<https://www.pref.nara.jp/65962.htm>

<取扱い> _____

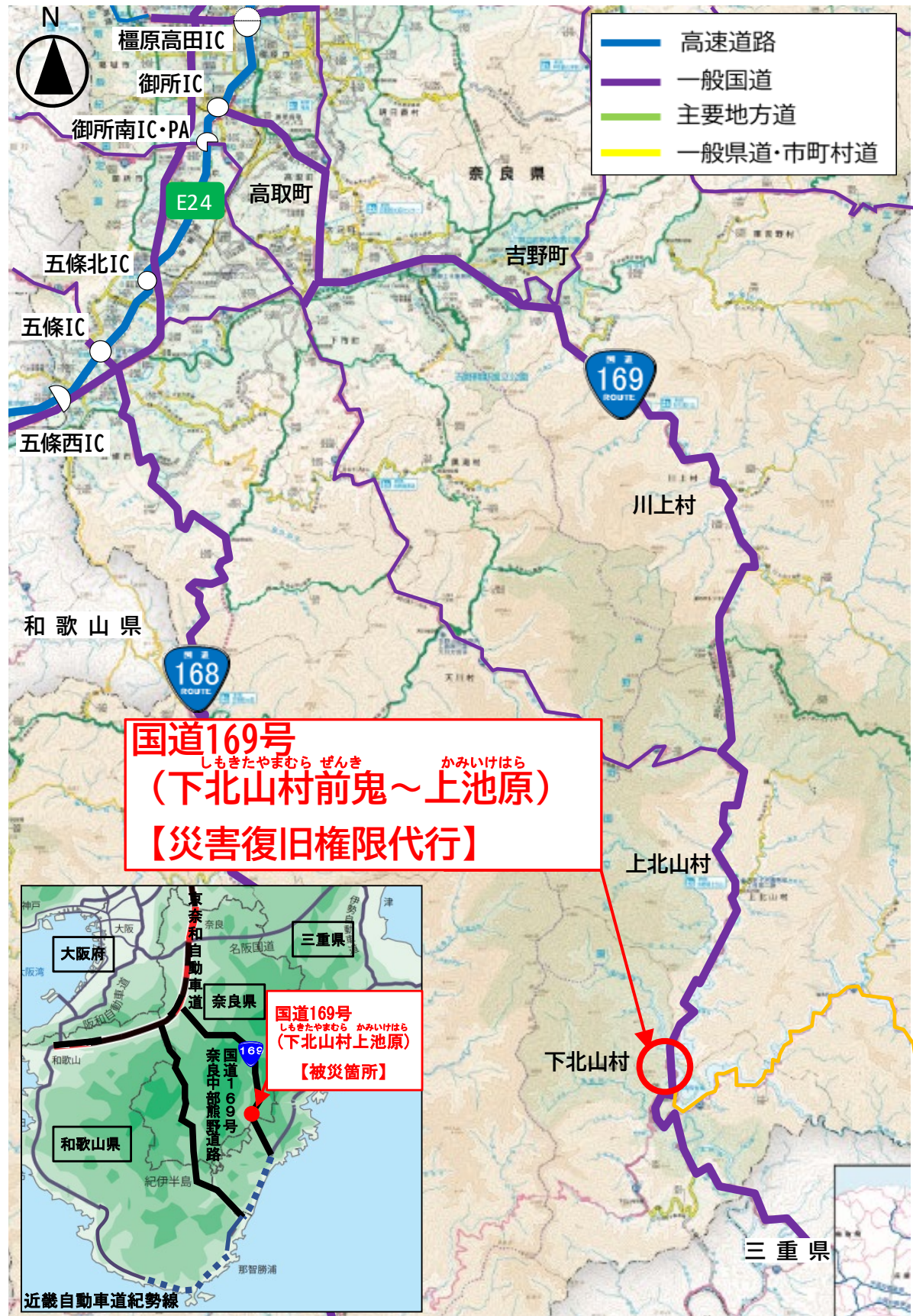
<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 道路計画第一課
課長 まつばらともひろ 松原朋弘 (内線4211)
課長補佐 なかむらこういちろう 中村幸一郎 (内線4216)

直通電話 06-6941-7435

国道169号 (下北山村前鬼～上池原) の概要

■ 被災箇所と権限代行区間



■ 被災状況 (写真)



【参考】

道路法 権限代行の根拠法

道路法

第十三条（国道の維持、修繕その他の管理）

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代つて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。